

大阪府公衆浴場法施行細則及び大阪府旅館業法施行細則の一部改正の概要とその対応について

【改正の概要（表1）】

浴槽水における水質検査項目（全4項目※）のうち、有機物の指標にかかる検査項目を改正

改正前	改正後
過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L以下であること。	有機物は、全有機炭素の量で、8 mg/L以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又は当該塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が25mg/L以下であること。

※ 有機物以外の濁度、大腸菌群数、レジオネラ属菌については、改正ありません。

【営業者から水質検査依頼を受けた際の留意点】

- ・浴槽検体において使用する塩素系消毒剤の成分名を営業者から確認し、これに対応する検査項目で検査すること（下記「表2」参照）。

【塩素系消毒剤と、適用する検査項目（表2）】

使用する塩素系消毒剤の成分名	適用する検査項目（基準値）
次亜塩素酸ナトリウム	全有機炭素 (8 mg/L 以下)
次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）	
二酸化塩素	
電解次亜塩素酸水 (塩化ナトリウムの電気分解により生成するもの)	
上記の消毒剤を混合して使用する場合	
ジクロロイソシアヌル酸	過マンガン酸カリウム消費量 (25mg/L 以下)
トリクロロイソシアヌル酸	
以下の例に該当する等、全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合	

例

- ・ジクロロイソシアヌル酸又はトリクロロイソシアヌル酸を混合した消毒剤を使用している。
- ・直近の浴槽水の入換え後から採水までの間に、ジクロロイソシアヌル酸又はトリクロロイソシアヌル酸や、これらを混合した消毒剤を通常の消毒とは別に随時使用した。

【参考（塩素系消毒剤の成分名の把握方法）】

- ・外箱や添付文書により成分名を確認する。
- ・上記により把握できない場合は、メーカーに成分名を確認する。

【お問い合わせ先】

○大阪府公衆浴場法施行細則及び大阪府旅館業法施行細則の一部改正に関すること

名称	所在地	電話
大阪府健康医療部環境衛生課	大阪市中央区大手前 3-2-12	06-6944-9180

○公衆浴場、旅館の個別営業施設における水質検査及び維持管理に関すること

名称	所在地	電話	所管区域
池田保健所	池田市満寿美町 3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
吹田保健所	吹田市出口町 19-3	06-6339-2225	吹田市
茨木保健所	茨木市大住町 8-11	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	守口市京阪本通 2-5-5	06-6993-3131	守口市、門真市
四條畷保健所	四條畷市江瀬美町 1-16	072-878-1021	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺 1-8-36	072-955-4181	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	富田林市寿町 3-1-35	0721-23-2681	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	岸和田市野田町 3-13-1	072-422-5681	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋 583-1	072-462-7701	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

※ 府域の保健所設置市（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市及び寝屋川市）の対応状況については、各市保健所等へお問い合わせ願います。

（本通知到達日に、各市において改正公布がなされていない場合がありますのでご了承ください。）